

ハートがたくさんの村づくり Vol.222

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

犯罪被害者やその家族の人権について

犯罪被害を受ける可能性は、誰にでもあります。犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、決して他人事でもありません。平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きるのです。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなど二次的な被害に苦しめられることが少なくありません。

こうした犯罪被害者などの権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が作られ（令和3年3月第4次基本計画策定）、同基本計画に掲

げられた施策が進められています。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者たちが置かれている状況や犯罪被害者などの名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

犯罪被害者やその家族が、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように、周囲の人たちが、被害者らの置かれた状況や心情を理解し、気持ちに寄り添って、配慮した対応を心がけることが大切です。



参照：法務省人権擁護局「人権の擁護」

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111

子育て支援センター わくわくひろば

TEL0967 (65) 8580



「わくわくひろば」は、乳幼児から就学前のお子さんと保護者が一緒に遊べる、親子の交流や育児の情報交換の場です。毎月楽しい行事などを行っております。どなたでも無料で利用できますので、子育てに不安を感じたとき、一緒に子育てをする友だちが欲しいときなどお気軽にお越しください。

- 開設日時 毎週火～土曜日（祝日は閉所）
午前10時～午後3時
- 場 所 LOOPみなみあそ2階

10月行事予定（午前10時30分から）

参加の際には、必ず事前予約を!!

- 10日（木） わくわく運動会（要予約）
場所：LOOPみなみあそフリールームA
親子で走って踊って楽しみましょう！
- 31日（木） ママヨガwithベビー（要予約）
体を動かして、リフレッシュしませんか？

※（要予約）のイベントは、事前の来所での予約が必要となります。
お誕生者以外でも参加できます。みなんでお祝いしましょう！



ぶどう狩りに行きました。



勇沢津水源に行きました。

〈お知らせ〉

※都合により、開所日時の変更や、行事予定の変更、中止の可能性があります。
村ホームページ、またはわくわくひろば
TEL0967 (65) 8580にてご確認ください。